

徳島県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 0	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		石井神山	名西郡神山町阿野字北馬喰草 四六番一地从先から 同 三七番五地先まで	八五・〇	令和三年三月五日